定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、株券発行廃止に関する定款変更の効力発生日は平成三十年六月二十九日としますので、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十四日

秋田県能代市末広町五番一〇号

株式会社谷内電子計算センター

代表取締役　谷内　一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十四日

石川県小松市御館町乙四二番地一

大聖寺運輸株式会社

代表取締役　谷本　義治

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月十九日に開催予定の第六十一期定時株主総会において承認可決されることを条件として、六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十四日

静岡県浜松市中区高丘西一丁目一番一四号

柳河テクノフォージ株式会社

代表取締役社長　猪俣　忠雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年六月十四日

愛知県豊橋市中原町字岩西五番地の一

福井ファイバーテック株式会社

代表取締役　福井　英輔

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である佐野正平が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月十四日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＳＭＳ　Ｇｒｏｕｐ　ＧｍｂＨ

日本における代表者　佐野　正平

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である須加安範が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月十四日

神奈川県大和市上草柳八丁目一五番九号

R&M ELECTRONICS SDN. BHD.

日本における代表者　須加　安範

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるペンゾ・マルコが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年六月十四日

福岡県福岡市城南区茶山一丁目五番三四号

TVILUM ApS

日本における代表者　ペンゾ・マルコ

限定承認公告

本籍東京都台東区清川一丁目一一番、最後の住所東京都台東区清川一丁目一一番五号

被相続人　亡　川股　謙司

右被相続人は平成二十八年二月十日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十四日

埼玉県さいたま市南区太田窪二九五七番地

七五　相続財産管理人　山本　雅子

限定承認公告

本籍東京都江東区牡丹三丁目一四番、最後の住所神奈川県横浜市南区新川町五丁目二八番地二サニーステージ横濱吉野町七一二号室

被相続人　亡　下村金一郎

右被相続人は平成三十年一月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十一日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十四日

千葉県松戸市平賀一〇七番地六四

限定承認者　下村　賢司

限定承認公告

本籍東京都世田谷区尾山台二丁目三四番地、最後の住所千葉県千葉市花見川区花見川五―三―三〇五

被相続人　亡　太田　卓三

右被相続人は平成三十年一月六日死亡し、その相続人は平成三十年五月三十日千葉家庭裁判所家事部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十四日

千葉県千葉市花見川区花見川五―三―三〇五

相続財産管理人　太田　正子

限定承認公告

本籍東京都足立区南花畑三丁目三四番地、最後の住所東京都足立区綾瀬三丁目一八番二号

太見マンション二〇二

被相続人　亡　芦川　和徳

右被相続人は平成三十年三月十一日死亡し、その相続人は平成三十年六月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十四日

東京都新宿区市谷田町三―二〇―八

限定承認者　佐藤　和翔

法定代理人親権者　佐藤まゆみ

代理人弁護士　橋田健次郎

任意清算公告

当法人は、平成三十年六月三十日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年六月十四日

東京都港区南青山二丁目七番二六号青山浜ビル三〇一号　ＣＦＯ＆ＳＭＣ税理士法人

代表社員　湯原　重之

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十三億六千六百三十五万円減少することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月十八日であり、社員総会の決議は平成三十年六月十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年二月二十一日

掲載頁　五十三頁（号外第三十五号）

平成三十年六月十四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Ｓａｎｔａｎａ特定目的会社

取締役　山﨑　亮雄

訂正公告

平成三十年六月五日掲載の定款変更につき通知公告中「代表取締役　青木　哲」とあるは「代表取締役　青木　啓」の誤りにつき訂正します。

平成三十年六月十四日

愛知県津島市百島町字観音坊八三番地

西尾張シーエーティーヴィ株式会社

代表取締役　青木　啓

正誤

ページ	段	行	誤	正
一六	上	九	兵庫県姫路市網干区浜田町67番地	兵庫県姫路市網干区浜田町67番地
一六	上	終りから一六	兵庫県姫路市網干区浜田町67番地	兵庫県姫路市網干区浜田町67番地

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十四日付第一二八号一

二八ページ●同日付政府調達第一一〇号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）